

奈良県告示第七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鎌田土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十七年六月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	福田 五一	香芝市鎌田六六三
〃	石谷 宗弘	〃 六三二―一
〃	西川 佳璋	〃 一九一―五
〃	川井 勝美	〃 五一―二
〃	藤井 宏義	〃 一〇
〃	宇野 房弘	〃 六七九
監事	西村 元宏	〃 六七八―一
〃	宇野 嘉一	〃 六六一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	西村 元宏	香芝市鎌田六七八―一
〃	川井 勝美	〃 五一―二
〃	宇野 嘉一	〃 六六一
〃	藤井 宏義	〃 一〇
〃	宇野 房弘	〃 六七九
〃	葛本 弘義	〃 四二九―二
監事	川井 康司	〃 四三三―三
〃	小川 元祥	〃 七二三